

仙台市地域防災計画【共通編】修正案 新旧対照表（抄）

旧頁	旧	新	備考
<p>第1部 第1章 第1節 計画の目的及び位置づけ P1</p>			<p>仙台市ダイバーシティ推進指針の追加</p>
<p>第1部 第1章 第3節 基本理念及び基本方針 P4</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に配慮した災害対策</p> <p>全ての市民一人ひとりが尊重されなければならないことは、平時であっても災害時にあっても同じです。地域における世代や性別、立場を超えたつながりを深め、支えあい活動を目指していきます。</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児を持つ親、妊産婦、外国人など、介助を必要とせずに行動することや十分な情報を得ることが難しい要配慮者の方々が、必要以上の負担や苦痛を強いられることがないよう、あらゆる災害対策において、それぞれの態様やニーズの違いに応じた配慮をしながら取り組みを進めていきます。</p> <p>(3) 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策</p> <p>男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れることは重要です。各種対策を進めるに当たっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、性別等によるニーズの違いに対し十分配慮します。</p> <p>(後略)</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 要配慮者に対応した災害対策</p> <p>年齢・性別・国籍・障害の有無等に関わらず、市民の誰もが尊重される災害対策が必要です。平時より地域における世代や性別、立場を超えたつながりを深め、支えあい活動を目指していきます。</p> <p>高齢者、障害者、乳幼児を持つ親、妊産婦、外国人など、介助を必要とせずに行動することや十分な情報を得ることが難しい要配慮者の方々が、必要以上の負担や苦痛を強いられることがないよう、ユニバーサルデザインの発想を取り入れた情報発信を含め、あらゆる場面において、それぞれの態様やニーズの違いに応じた配慮をしながら取り組みを進めていきます。</p> <p>(3) 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策</p> <p>男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場面から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れることは重要です。各種対策を進めるに当たっては、それぞれの場面で女性や子育て家庭の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、性別等によるニーズの違いに対し十分配慮します。</p> <p>(後略)</p>	<p>仙台市ダイバーシティ推進指針による記述の適正化</p> <p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p>

旧頁	旧	新	備考																																																																				
<p>第1部 第2章 第2節 想定される 災害 P15～17</p>	<p>1. 本市において想定される地震 (中略) (1) 海溝型の地震(日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)及び令和7年1月1日現在の長期評価)による ア 超巨大地震(東北地方太平洋沖型) (中略)</p> <p>表1 超巨大地震(東北地方太平洋沖型)の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)及び令和7年1月1日現在の長期評価)</p> <table border="1" data-bbox="323 590 1418 978"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>地震後経過率(期末)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.03</td> <td rowspan="5">地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.06→0.07</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.08→0.09</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.10→0.11</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率(2025年1月1日時点)</td> <td colspan="2">0.02～0.03</td> <td>経過時間約13.8年を平均発生間隔約550年～600年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td colspan="2">M9.0程度</td> <td>東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震) ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード7.1～7.4の地震が繰り返し発生したことが知られています。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震)」と呼びます。 震源位置などから1897年2月、1930年代(1936年で代表)、1978年、2000年以降(2011年3月11日で代表)の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897年以降、4回活動を繰り返しており、平均発生間隔は38.0年と考えられます。なお、1978年のものは昭和53年の宮城県沖地震として知られています。今後30年以内の地震発生確率は80%～90%程度と推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮城県沖地震の規模からマグニチュード7.4前後とされています。 前述した宮城県沖のプレート間巨大地震に比べ規模の小さい地震ではありますが、ほかの領域とは異なり、震源域が陸寄りに特定されているため、1978年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要です(表4)。</p> <p>表4 宮城県沖地震の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)及び令和7年1月1日現在の長期評価)</p> <table border="1" data-bbox="323 1787 1418 1873"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率(期末)	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0%	0.03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した	今後20年以内の発生確率	ほぼ0%	0.05	今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	0.06 →0.07	今後40年以内の発生確率	ほぼ0%	0.08 →0.09	今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	0.10 →0.11	地震後経過率(2025年1月1日時点)	0.02～0.03		経過時間約 13.8 年を平均発生間隔約550年～600年で除した値	次の地震の規模	M9.0程度		東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。	項目	将来の地震発生確率等	備考				<p>1. 本市において想定される地震 (中略) (1) 海溝型の地震(日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)及び令和8年1月1日現在の長期評価)による ア 超巨大地震(東北地方太平洋沖型) (中略)</p> <p>表1 超巨大地震(東北地方太平洋沖型)の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)及び令和8年1月1日現在の長期評価)</p> <table border="1" data-bbox="1501 590 2597 978"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>地震後経過率(期末)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後10年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.04～0.05</td> <td rowspan="5">地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した</td> </tr> <tr> <td>今後20年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.06</td> </tr> <tr> <td>今後30年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.07～0.08</td> </tr> <tr> <td>今後40年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.09～0.10</td> </tr> <tr> <td>今後50年以内の発生確率</td> <td>ほぼ0%</td> <td>0.11～0.12</td> </tr> <tr> <td>地震後経過率(2026年1月1日時点)</td> <td colspan="2">0.02～0.03</td> <td>経過時間約14.8年を平均発生間隔約550年～600年で除した値</td> </tr> <tr> <td>次の地震の規模</td> <td colspan="2">M9.0程度</td> <td>東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震) ひとまわり小さいプレート間地震のうち、宮城県沖の陸寄りでは、一般に「宮城県沖地震」と呼ばれるマグニチュード7.1～7.4の地震が繰り返し発生したことが知られています。これを「宮城県沖の陸寄りで繰り返し発生するひとまわり小さいプレート間地震(宮城県沖地震)」と呼びます。 震源位置などから1897年2月、1930年代(1936年で代表)、1978年、2000年以降(2011年3月11日で代表)の地震活動を宮城県沖の陸寄りにおけるそれぞれ一つの地震活動とみなした場合、1897年以降、4回活動を繰り返しており、平均発生間隔は38.0年と考えられます。なお、1978年のものは昭和53年の宮城県沖地震として知られています。今後30年以内の地震発生確率は80%～90%程度以上と推定され、将来発生する地震の規模は1978年宮城県沖地震の規模からマグニチュード7.4前後とされています。 前述した宮城県沖のプレート間巨大地震に比べ規模の小さい地震ではありますが、ほかの領域とは異なり、震源域が陸寄りに特定されているため、1978年宮城県沖地震のように大きな被害を引き起こす可能性があることに留意が必要です(表4)。</p> <p>表4 宮城県沖地震の発生確率 (日本海溝沿いの地震活動の長期評価(平成31年2月)及び令和8年1月1日現在の長期評価)</p> <table border="1" data-bbox="1501 1787 2597 1873"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>将来の地震発生確率等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率(期末)	備考	今後10年以内の発生確率	ほぼ0%	0.04～0.05	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した	今後20年以内の発生確率	ほぼ0%	0.06	今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	0.07～0.08	今後40年以内の発生確率	ほぼ0%	0.09～0.10	今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	0.11～0.12	地震後経過率(2026年1月1日時点)	0.02～0.03		経過時間約14.8年を平均発生間隔約550年～600年で除した値	次の地震の規模	M9.0程度		東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。	項目	将来の地震発生確率等	備考				<p>長期評価による地震発生確率の更新に伴う修正</p>
項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率(期末)	備考																																																																				
今後10年以内の発生確率	ほぼ0%	0.03	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した																																																																				
今後20年以内の発生確率	ほぼ0%	0.05																																																																					
今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	0.06 →0.07																																																																					
今後40年以内の発生確率	ほぼ0%	0.08 →0.09																																																																					
今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	0.10 →0.11																																																																					
地震後経過率(2025年1月1日時点)	0.02～0.03		経過時間約 13.8 年を平均発生間隔約550年～600年で除した値																																																																				
次の地震の規模	M9.0程度		東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。																																																																				
項目	将来の地震発生確率等	備考																																																																					
項目	将来の地震発生確率等	地震後経過率(期末)	備考																																																																				
今後10年以内の発生確率	ほぼ0%	0.04～0.05	地震発生時期の不確実性を考慮する方法で発生確率を算出した																																																																				
今後20年以内の発生確率	ほぼ0%	0.06																																																																					
今後30年以内の発生確率	ほぼ0%	0.07～0.08																																																																					
今後40年以内の発生確率	ほぼ0%	0.09～0.10																																																																					
今後50年以内の発生確率	ほぼ0%	0.11～0.12																																																																					
地震後経過率(2026年1月1日時点)	0.02～0.03		経過時間約14.8年を平均発生間隔約550年～600年で除した値																																																																				
次の地震の規模	M9.0程度		東北地方太平洋沖地震のM、Mt、Mwを参考にし、総合的に判断した。																																																																				
項目	将来の地震発生確率等	備考																																																																					

旧頁	旧			新			備考																						
	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	10 0～3% 10 %～40% 80%～90% 90%程度もしく はそれ 以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため	今後10年以内の発生確率 今後20年以内の発生確率 今後30年以内の発生確率 今後40年以内の発生確率 今後50年以内の発生確率	0.001 %～5% 20 %～40% 80%～90% 程度以上 90%程度以上 90%程度以上	BPT分布モデルに平均発生間隔38.0年及び発生間隔のばらつき $\alpha=0.10$ （データから最尤法により求めた値）～0.24（陸域の活断層に対する値（地震調査委員会，2001））を適用して発生確率を算出した。 次の理由から、当該地震が発生しやすくなったと考えられるため、発生確率はより高い可能性がある。 ①東北地方太平洋沖地震の余効すべりによる応力変化の影響 ②地震発生サイクルシミュレーションで次の宮城県沖地震が発生するまでの間隔が短くなる可能性があるため ③低角逆断層型地震の活動が東北地方太平洋沖地震以前と比べて活発な状況が続いているため																							
	オ～カ（略）			オ～カ（略）																									
第1部 第3章 第1節 各主体の役割・責務 P60	5. 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、自ら及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに仙台市の防災活動が円滑に実施できるよう協力 します。			5. 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、災害対策基本法第3条の規定に基づき、自ら及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに仙台市の防災活動が円滑に実施できるよう <u>支援、協力、指導、助言、応援等を行います。</u>			防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合																						
第1部 第3章 第2節 本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱 P62～64	2. 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="332 1312 1430 1648"> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>仙台森林管理署</td> <td>1 森林、治山による災害防止 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>宮城海上保安部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </table> (中略) 4. 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="332 1753 1430 1816"> <tr> <td>(中略)</td> </tr> </table>			(中略)	(中略)	仙台森林管理署	1 森林、治山による災害防止 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給	(中略)	(中略)	宮城海上保安部	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	(中略)	2. 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="1513 1312 2611 1711"> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>仙台森林管理署</td> <td>1 <u>国有林野等</u>の森林、治山による災害防止 2 <u>国有林野等</u>の保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給</td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>宮城海上保安部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>東北管区行政評価局</u></td> <td>1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u> 2 <u>専用電話を備えた相談窓口の開設</u> 3 <u>特別行政相談所の開設</u></td> </tr> </table> (中略) 4. 指定公共機関 <table border="1" data-bbox="1513 1816 2611 1873"> <tr> <td>(中略)</td> </tr> </table>			(中略)	(中略)	仙台森林管理署	1 <u>国有林野等</u> の森林、治山による災害防止 2 <u>国有林野等</u> の保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給	(中略)	(中略)	宮城海上保安部	(略)	<u>東北管区行政評価局</u>	1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u> 2 <u>専用電話を備えた相談窓口の開設</u> 3 <u>特別行政相談所の開設</u>	(中略)	記述の適正化 指定地方行政機関の追加 社名変更
(中略)	(中略)																												
仙台森林管理署	1 森林、治山による災害防止 2 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給																												
(中略)	(中略)																												
宮城海上保安部	(略)																												
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																												
(中略)																													
(中略)	(中略)																												
仙台森林管理署	1 <u>国有林野等</u> の森林、治山による災害防止 2 <u>国有林野等</u> の保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 3 災害時における災害復旧用材の供給																												
(中略)	(中略)																												
宮城海上保安部	(略)																												
<u>東北管区行政評価局</u>	1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u> 2 <u>専用電話を備えた相談窓口の開設</u> 3 <u>特別行政相談所の開設</u>																												
(中略)																													

旧頁	旧		新		備考
	東日本電信電話 (株) (宮城事業部)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信輻輳の緩和、及び通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携	N T T 東日本 (株) (宮城事業部)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信輻輳の緩和、及び通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携	
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株) (株) N T T ドコモ (東北支社) K D D I (株) (東北総支社) ソフトバンク (株) 楽天モバイル (株)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携	N T T ドコモ (株) (東北支社) K D D I (株) (東北総支社) ソフトバンク (株) 楽天モバイル (株)	1 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築 2 電気通信システムの信頼性向上 3 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段の確保 4 災害を受けた通信設備の早期復旧 5 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携	
	(中略)		(中略)		
第2部 第1章 第2節 家庭や事業所で災害に備える P79	5. 物流の停止等に備える【市民・企業】 (中略) (1) 各家庭において、家族のおおむね1週間分の食料や生活物資等の備蓄に努めます。また、以下のように避難時に必要な食料や必需品はすぐに持ち出せるようまとめておき、避難所への持ち寄りに協力します。		5. 物流の停止等に備える【市民・企業】 (中略) (1) 各家庭において、家族のおおむね1週間分の食料や生活物資等の備蓄に努めます。また、以下のように避難時に必要な食料や必需品はすぐに持ち出せるようまとめておき、避難所への持ち寄りに協力します。		記述の適正化
	【避難時の携行品例】 ○ 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、 粉 ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金、マスク、体温計、石けん、消毒液等		【避難時の携行品例】 ○ 食料、飲料水、タオル、ティッシュペーパー、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、 乳児用 ミルク、生理用品、おむつ、携帯電話の充電器、現金、マスク、体温計、石けん、消毒液等		
第2部 第1章 第4節 情報を入手する方法を知る・確保する P85	【参考】情報収集の方法 (中略) 1～7 (略) 8. せんだい 避難情報電話サービス 市では、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯を対象として、自宅の固定電話に避難情報を無料で配信するシステムを整備しています。(事前の登録が必要) (URL) https://www.city.sendai.jp/okyutaisaku/kikitaisaku/denwasystem.html 9～10 (略)		【参考】情報収集の方法 (中略) 1～7 (略) 8. せんだい 避難情報電話・ FAX サービス 市では、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯を対象として、自宅の固定電話 やFAX に避難情報を無料で配信するシステムを整備しています。(事前の登録が必要) (URL) https://www.city.sendai.jp/okyutaisaku/kikitaisaku/denwasystem.html 9～10 (略)		せんだい避難情報電話サービスへの FAX 送信機能の追加
第2部 第1章 第5節 安全を確保するための	1. 避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1)～(4) (略) (5) 企業や地域団体等は、避難行動に際して支援を必要とする近隣住民等を把握し、避難・誘導に協力できる関係を構築します。		1. 避難行動を確認する【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1)～(4) (略) (5) 企業や地域団体等は、避難行動に際して支援を必要とする近隣住民等を把握し、避難・誘導に協力できる関係を構築します。		

旧頁	旧	新	備考								
<p>行動を確認する P87～90</p>	<p>【参考】市の取り組み 市では、各種広報資料や、地域団体等の防災訓練、各種研修会等に職員を派遣する等の支援を行い、様々な機会に、安全を確保するための適切な行動の指導や啓発を行っています。また、地域団体等と協働で、避難計画の策定などの活動を行っています。</p> <p>市民や企業、地域団体等は、これらの取り組みに積極的に参加し、安全確保のための適切な行動の理解に努めてください。</p> <p>(中略)</p> <p>【参考】仙台市の避難所に関する考え方 (略)</p> <p>【参考】避難場所等の区分 1～2 (略)</p> <p>3. その他の補完的避難施設</p> <table border="1" data-bbox="296 703 1350 1396"> <tr> <td data-bbox="296 703 608 1354">補助避難所</td> <td data-bbox="608 703 1350 1354"> <p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所での生活が困難な方（要配慮者など）を受け入れる施設として活用。 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 <p style="text-align: right;">(追加)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1354 608 1396">(後略)</td> <td data-bbox="608 1354 1350 1396">(後略)</td> </tr> </table>	補助避難所	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所での生活が困難な方（要配慮者など）を受け入れる施設として活用。 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 <p style="text-align: right;">(追加)</p>	(後略)	(後略)	<p>【参考】市の取り組み 市では、各種広報資料や、地域団体等の防災訓練、各種研修会等に職員を派遣する等の支援を行い、様々な機会に、安全を確保するために在宅避難を含めた適切な避難行動の指導や啓発を行っています。また、地域団体等と協働で、避難計画の策定などの活動を行っています。</p> <p>市民や企業、地域団体等は、これらの取り組みに積極的に参加し、安全確保のための適切な行動の理解に努めてください。</p> <p>(中略)</p> <p>【参考】仙台市の避難所に関する考え方 (略)</p> <p>【参考】避難場所等の区分 1～2 (略)</p> <p>3. その他の補完的避難施設</p> <table border="1" data-bbox="1475 703 2528 1396"> <tr> <td data-bbox="1475 703 1786 1354">補助避難所</td> <td data-bbox="1786 703 2528 1354"> <p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所での生活が困難な方（要配慮者など）を受け入れる施設として活用。 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 <p style="text-align: right;">(資料6-9「補助避難所一覧表」参照)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1475 1354 1786 1396">(後略)</td> <td data-bbox="1786 1354 2528 1396">(後略)</td> </tr> </table>	補助避難所	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所での生活が困難な方（要配慮者など）を受け入れる施設として活用。 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 <p style="text-align: right;">(資料6-9「補助避難所一覧表」参照)</p>	(後略)	(後略)	<p>在宅避難周知に関する記述の追加</p> <p>補助避難所一覧を共通附属資料へ追加</p>
補助避難所	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所での生活が困難な方（要配慮者など）を受け入れる施設として活用。 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 <p style="text-align: right;">(追加)</p>										
(後略)	(後略)										
補助避難所	<p>地域の実情等により指定避難所以外の市有施設を活用する必要がある、地域と施設管理者との間で活用方法等の協議が整った場合に、指定緊急避難場所または指定避難所を補完する避難所として地域版避難所運営マニュアル等に位置付けを行って活用する施設です。市では市民センターやコミュニティ・センターを補助避難所として活用できるよう、物資の備蓄や無線の整備を行います。</p> <p>以下のような場合を基本とし、活用方法、開設時期については事前協議の中で地域ごとにあらかじめ決めておくこととしています。</p> <p>■補助避難所の活用例（事前協議によりあらかじめ決定する事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所での生活が困難な方（要配慮者など）を受け入れる施設として活用。 地域の立地条件から指定避難所への避難が困難な方を受け入れる施設として活用。 指定避難所の収容人員を超えた場合、損壊等により受け入れができない場合に活用。等 <p style="text-align: right;">(資料6-9「補助避難所一覧表」参照)</p>										
(後略)	(後略)										
<p>第2部 第1章 第6節 住民ネットワークで地域を守る P101～103</p>	<p>2. 災害時に支援が必要な方々を地域で守る【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1)～(2) (3) 地域団体等の役割 (中略)</p> <p>【参考】市の取り組み 市では、「災害時要援護者情報登録制度」により、支援を必要とする方からの情報登録の申出を受け付け、「災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）」を作成するとともに、その名簿情報を地域団体等に提供し、災害時に地域住民相互による避難誘導、安否の確認等必要な支援を実施するための体制整備を促進してきました。</p> <p>なお、「災害時要援護者情報登録制度」は「第2章 公助 第11節 要配慮者対策の推進」で後述する新たな「避難行動要支援者名簿」へ段階的に移行し、最終的に統合します。</p>	<p>2. 災害時に支援が必要な方々を地域で守る【市民・企業・地域団体等】 (中略) (1)～(2) (3) 地域団体等の役割 (中略)</p> <p>【参考】市の取り組み 市では、令和8年3月まで「災害時要援護者情報登録制度」により、支援を必要とする方からの情報登録の申し出を受け付け、「災害時要援護者名簿（避難行動要支援者名簿）」を作成するとともに、その名簿情報を地域団体等に提供し、災害時に地域住民相互による避難誘導、安否の確認等必要な支援を実施するための体制整備を促進してきました。</p> <p>なお、「災害時要援護者情報登録制度」は「第2章 公助 第11節 要配慮者支援対策の推進」で後述する「避難行動要支援者名簿」へ令和8年4月から統合しました。</p>	<p>新制度へ移行による記述の適正化</p>								

旧頁	旧	新	備考
	<p>また、地域団体等が、要配慮者の安否確認及び避難誘導等を迅速かつ的確に実施できるよう、相談支援体制の充実、取り組みの参考となる情報の提供、要配慮者参加型の防災訓練の実施促進など、地域との連携強化を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p>(4)～(5)</p> <p>(6) 社会福祉施設等の役割</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災マニュアル及び避難確保計画の作成</p> <p>災害発生時の入所者等の安全を迅速に確保するため、入所者等の安否確認、救急救護、避難誘導等、具体的な応急対策について記載した防災マニュアルを作成します。</p> <p>併せて、洪水による浸水や土砂災害による被害が予想される地域内の施設では、市が発令する避難情報に基づき速やかに避難が行えるよう、避難時期や方法を明確にした避難確保計画を作成し<u>ます。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p>	<p>また、地域団体等が、要配慮者の安否確認及び避難誘導等を迅速かつ的確に実施できるよう、相談支援体制の充実、取り組みの参考となる情報の提供、要配慮者参加型の防災訓練の実施促進など、地域との連携強化を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p>(4)～(5)</p> <p>(6) 社会福祉施設等の役割</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災マニュアル及び避難確保計画の作成</p> <p>災害発生時の入所者等の安全を迅速に確保するため、入所者等の安否確認、救急救護、避難誘導等、具体的な応急対策について記載した防災マニュアルを作成します。</p> <p>併せて、洪水等による浸水や土砂災害、<u>津波</u>による被害が予想される地域内の施設では、市が発令する避難情報に基づき速やかに避難が行えるよう、避難時期や方法を明確にした避難確保計画を作成し、<u>これに基づく訓練を実施するとともに、作成した計画及び訓練結果を市に報告します。また、津波による被害が予想される地域内の施設は、これに加え、作成した計画を自ら公表します。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p>	津波災害警戒区域指定による修正
<p>第2部 第1章 第7節 災害支援活動への理解と参加 P105</p>	<p>1. 仙台市社会福祉協議会等の活動</p> <p>(1) 仙台市社会福祉協議会</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害ボランティアセンター運営サポーターの養成</p> <p>災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者支援ニーズとボランティア間の調整を行う災害ボランティアセンターの運営サポーターの存在が重要となります。仙台市社会福祉協議会は、仙台市や関係団体等との連携・協力により、災害ボランティアセンター運営サポーターの養成を進めています。</p>	<p>1. 仙台市社会福祉協議会等の活動</p> <p>(1) 仙台市社会福祉協議会</p> <p>(中略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害ボランティアセンターサポーター講座の開催</p> <p>災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、<u>災害ボランティアについての理解者を増やすことや、仙台市の災害ボランティアセンターの仕組みを知ってもらうこと</u>が重要となります。仙台市社会福祉協議会は、仙台市や関係団体等との連携・協力により、<u>災害ボランティアセンターについての理解を広めるために講座を開催していきます。</u></p>	記述の適正化
<p>第2部 第2章 第1節 避難体制の整備 P109</p>	<p>2. 避難所・避難行動等の周知〔危機管理局、市民局、健康福祉局〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動の周知</p> <p>(中略)</p> <p><u>また</u>、防災マップについて、印刷物の配布、市ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、防災マップを活用して一人ひとりの避難計画を作成できるマイ・タイムラインの取り組みを推進し、説明会や防災訓練等あらゆる機会をとらえ、避難行動等に関する情報の周知を行う。</p>	<p>2. 避難所・避難行動等の周知〔危機管理局、市民局、健康福祉局〕</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動の周知</p> <p>(中略)</p> <p><u>なお</u>、防災マップについて、印刷物の配布、市ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、防災マップを活用して一人ひとりの避難計画を作成できるマイ・タイムラインの取り組みを推進し、説明会や防災訓練等あらゆる機会をとらえ、避難行動等に関する情報の周知を行う。</p> <p><u>また、在宅避難についてもリーフレット等により市民への周知啓発を行う。</u></p>	在宅避難周知に関する記述の追加
<p>第2部 第2章 第1節 避難体制の</p>	<p>5. 避難所機能の整備〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、都市整備局、建設局、消防局、教育局〕</p> <p>(1) 指定避難所の整備</p> <p>ア～ク (略)</p>	<p>5. 避難所機能の整備〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、都市整備局、建設局、消防局、教育局〕</p> <p>(1) 指定避難所の整備</p> <p>ア～ク (略)</p>	避難所における居住スペースの記述追加

旧頁	旧	新	備考								
整備 P114	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>ケ 居住スペースの確保</u> <u>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に基づき、一定期間の避難生活が必要となる際は、1人あたり最低3.5㎡の居住スペースを確保する。</u></p>									
第2部 第2章 第2節 津波災害の 予防 P116	<p>1. 津波避難エリアの設定【危機管理局】 東日本大震災の津波被害、令和4年5月に宮城県が公表した津波浸水想定等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定した。 ※ この「津波避難エリア」は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に定める「津波浸水想定」を踏まえ設定している。なお、今後、新たな知見等に基づいて津波浸水想定が変更される場合や、同法に基づく「津波災害警戒区域」「津波災害特別警戒区域」の指定等があった際は、その都度「津波避難エリア」の見直しを行う。また、「津波防災地域づくりに関する法律」第10条に規定する「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」を策定するため、その技術的助言となる「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」に記載される特定避難困難地域等についても考慮する。 (1)～(2) (略)</p>	<p>1. 津波避難エリアの設定【危機管理局】 東日本大震災の津波被害、令和4年5月に宮城県が公表した津波浸水想定等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定した。 ※ この「津波避難エリア」は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に定める「津波浸水想定」を踏まえ設定している。なお、今後、新たな知見等に基づいて津波浸水想定が変更される場合や、同法に基づく「津波災害警戒区域」「津波災害特別警戒区域」の指定や変更等があった際は、その都度「津波避難エリア」の見直しを行う。また、「津波防災地域づくりに関する法律」第10条に規定する「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」を策定する場合は、その技術的助言となる「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」に記載される特定避難困難地域等についても考慮する。 (1)～(2) (略)</p>	記述の適正化								
第2部 第2章 第2節 津波災害の 予防 P118	<p>5. 情報伝達体制の整備【危機管理局、消防局、各区】 (中略) (1)～(6) (略) (7) せんだい避難情報電話サービス 津波警報等が発表された場合に、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯を対象として、自宅の固定電話に避難情報を発信する。 (8)～(10) (略)</p>	<p>5. 情報伝達体制の整備【危機管理局、消防局、各区】 (中略) (1)～(6) (略) (7) せんだい避難情報電話・FAXサービス 津波警報等が発表された場合に、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯を対象として、自宅の固定電話やFAXに避難情報を発信する。 (8)～(10) (略)</p>	せんだい避難情報電話サービスへのFAX送信機能の追加								
第2部 第2章 第3節 風水害災害の 予防 P123～126	<p>2. 公共下水道（雨水）の整備【建設局】 本市においては、土地利用の高度化や市街地の拡大に伴い雨水流出量が増大し、局所的な浸水被害が度々発生している。 平成27年9月に策定した「仙台市下水道マスタープラン」では、災害に対して安心して安全に暮らせるまちづくりに貢献するため防災の方針を示しており、施策の1つである浸水対策については、「雨水排水施設整備の効率的な推進」、「雨水流出抑制対策の推進」、「自助・共助の取組み」、「雨水施設の適切な管理」の実施により総合的な浸水対策を進めることとしている。 (1) 雨水排水施設整備の効率的な推進 (中略) 令和元年度末における10年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積 17,683ha を基準として、35.7% (6,307ha) となっている。 <雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況></p> <table border="1" data-bbox="296 1858 1439 1942"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>主 な 施 設 (令和元年度末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	地 区	主 な 施 設 (令和元年度末現在)			<p>2. 公共下水道（雨水）の整備【建設局】 本市においては、土地利用の高度化や市街地の拡大に伴い雨水流出量が増大し、局所的な浸水被害が度々発生している。 <u>令和7年9月に策定した「仙台市下水道マスタープラン」では、住みやすく快適な暮らしを支え続ける下水道との基本方針を示しており、その施策の1つである浸水対策の推進については、「効果的な雨水排水施設整備」、「被害軽減に向けた取組み」、「流域治水の取組み」の実施により総合的な浸水対策を進めることとしている。</u> (1) 効果的な雨水排水施設整備 (中略) 令和6年度末における10年確率降雨に対応した整備率は、事業計画区域面積 <u>17,756</u>ha を基準として、<u>37.3%</u> (<u>6,624</u>ha) となっている。 <雨水幹線及び雨水ポンプ場の整備状況></p> <table border="1" data-bbox="1484 1858 2626 1942"> <thead> <tr> <th>地 区</th> <th>主 な 施 設 (令和6年度末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	地 区	主 な 施 設 (令和6年度末現在)			仙台市下水道マスタープラン改訂による記述の適正化
地 区	主 な 施 設 (令和元年度末現在)										
地 区	主 な 施 設 (令和6年度末現在)										

旧頁	旧		新		備考
	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	
	原 町 東 部	<ul style="list-style-type: none"> ・七郷堀雨水幹線※ ・大江堀雨水幹線※ ・円寿堂堀雨水幹線※ ・鶴巻ポンプ場※ ・扇町雨水ポンプ場 ・苦竹雨水ポンプ場 ・日の出町公園雨水調整池（一部） ・日の出町公園雨水調整池導水管（一部） <p><u>(追加)</u></p>	原 町 東 部	<ul style="list-style-type: none"> ・七郷堀雨水幹線※ ・大江堀雨水幹線※ ・円寿堂堀雨水幹線※ ・鶴巻ポンプ場※ ・扇町雨水ポンプ場 ・苦竹雨水ポンプ場 ・日の出町公園雨水調整池（一部） ・日の出町公園雨水調整池導水管（一部） <p>・<u>原町東部雨水幹線</u></p>	
	四 郎 丸	<ul style="list-style-type: none"> ・地蔵前雨水幹線 ・四郎丸雨水ポンプ場 	四 郎 丸	<ul style="list-style-type: none"> ・地蔵前雨水幹線 	
	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	
	<p>・供用済施設のうち※印は、10年確率降雨対応未満の施設を示す。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 雨水流出抑制対策の推進 (中略)</p> <p>子 市所管施設における取り組み (中略)</p> <p>① 対象施設と実施時期 (中略)</p> <p>② 抑制量の目標 (中略)</p> <p>イ 民間に対する取り組み (中略)</p> <p>ウ 開発行為等に対する設置指導</p> <p>(3) 自助・共助の取組み、雨水施設の適切な管理</p> <p>子 浸水想定区域図（内水ハザードマップ）の公表 (中略)</p> <p>イ 土のうの配布 (中略)</p> <p>ウ 止水板等設置工事費の補助 (中略)</p> <p>エ 浸水履歴の公表 (中略)</p> <p>オ 雨水施設の適切な管理 (中略)</p> <p><u>(追加)</u></p>		<p>・供用済施設のうち※印は、10年確率降雨対応未満の施設を示す。</p> <p><u>(2) 被害軽減に向けた取組み</u></p> <p><u>ア</u> 雨水流出抑制対策の推進 (中略)</p> <p><u>①</u> 市所管施設における取り組み (中略)</p> <p><u>a.</u> 対象施設と実施時期 (中略)</p> <p><u>b.</u> 抑制量の目標 (中略)</p> <p><u>②</u> 民間に対する取り組み (中略)</p> <p><u>③</u> 開発行為等に対する設置指導</p> <p><u>イ</u> 自助・共助の取組み、雨水施設の適切な管理</p> <p><u>①</u> 浸水想定区域図（内水ハザードマップ）の公表 (中略)</p> <p><u>②</u> 土のうの配布 (中略)</p> <p><u>③</u> 止水板等設置工事費の補助 (中略)</p> <p><u>④</u> 浸水履歴の公表 (中略)</p> <p><u>⑤</u> 雨水施設の適切な管理 (中略)</p> <p><u>(3) 流域治水の取組み</u></p> <p><u>下水道事業だけでなく、あらゆる関係者と協働して流域治水の取組みを推進する。また、流域治水に資する取組みを集中的に実施・検証するモデル事業を行い、本市において有効な施策を他の浸水常襲地区への展開を検討することとしている。</u></p>		

旧頁	旧	新	備考
		<p><u>ア 仙台市流域治水推進モデル事業</u></p> <p>宮城野区福田町エリアを対象とした仙台市独自の流域治水推進モデル事業であり、これまでの下水や河川事業による対策のみならず、道路、農業、防災・減災、教育など様々な関係部署にて令和6年度から令和10年度までの5か年計画で流域治水に資する様々な対策の実践と実証を行い、効率的で効果的な施策について他地区への展開を検討することとしている。モデル地区内において浸水センサや道路水位標の設置による水位情報の提供や既存宅地における流出抑制策として、流出抑制装置の設置などを実施している。</p>	
<p>第2部 第2章 第3節 風水害災害の予防 P126～127</p>	<p>3. 雨水緊急対策事業〔建設局〕</p> <p>(1) 浸水の防除と被害の軽減</p> <p>降雨時には浸水情報を速やかに収集し、雨水排水施設の巡視点検を行うとともに、浸水の防除と被害の軽減を図るため、必要な箇所に土のう、緊急排水ポンプを設置するなど応急的な対応をする。</p> <p>さらに、浸水原因の分析を行い、浸水防除に向けた施設整備に反映させていく。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3. 雨水緊急対策事業〔建設局〕</p> <p>(1) 浸水の防除と被害の軽減</p> <p>降雨時には浸水情報を速やかに収集し、雨水排水施設の巡視点検を行うとともに、浸水の防除と被害の軽減を図るため、緊急<u>内水排除排水ポンプ</u>の設置や<u>排水ポンプ車を配置</u>するなど応急的な対応を<u>図る</u>。</p> <p>さらに、浸水原因の分析を行い、浸水防除に向けた施設整備に反映させていく。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(4) アンダーパス部の対策</u></p> <p><u>冠水の恐れのあるアンダーパス部（市内22箇所）における冠水時の被害を防止するため、啓発や情報提供を通じ、地域住民や通行者の安全確保に取り組みます。</u></p> <p><u>ア 基本的な考え方</u></p> <p><u>冠水による人的・物的被害の軽減を目的とし、大雨時の安全通行のための危険箇所の周知及び安全行動を促すための情報提供を行います。</u></p> <p><u>イ 注意喚起及び情報提供</u></p> <p><u>水深表示シートや注意喚起看板を設置し、地域住民や通行者への啓発を強化することにより、冠水時のアンダーパスへの進入防止を図ります。また、浸水センサによるリアルタイムの冠水状況について情報提供を行い、地域住民や通行者の安全行動を促します。</u></p>	<p>排水ポンプ車追加による記述の適正化</p> <p>令和7年10月1日の大雨を踏まえアンダーパス部の対策を追加</p>
<p>第2部 第2章 第5節 情報通信体制等の整備 P133</p>	<p>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理局、消防局〕</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 災害時一斉電話発信システム（せんだい避難情報電話サービス）の整備</p> <p>大規模災害発生時において、市が配信する避難情報を、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯へ公衆交換電話回線網（固定電話網）を通して発信する「災害時一斉電話発信システム」を整備し、令和3年8月1日から運用を開始した。</p>	<p>1. 防災情報処理機能の充実〔危機管理局、消防局〕</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 災害時一斉電話発信システム（せんだい避難情報電話・<u>FAX</u>サービス）の整備</p> <p>大規模災害発生時において、市が配信する避難情報を、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯へ公衆交換電話回線網（固定電話網）を通して発信する「災害時一斉電話発信システム」を整備し、令和3年8月1日から運用を開始した。</p>	<p>せんだい避難情報電話サービスへのFAX送信機能の追加</p>
<p>第2部 第2章 第10節 避難所運営体制の整備 P151～152</p>	<p>2. 避難所運営体制の整備〔危機管理局、市民局、都市整備局、教育局、各局区〕</p> <p>(1) 避難所運営の基本方針</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難生活の長期化に備え、避難所の中に避難者等で構成される「避難所運営委員会」を立ち上げ、委員会による自主的な運営体制への早期移行を図る。なお、委員会の構成については、男女共同参画の観点から女性の参画に十分配慮する。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) 市の体制整備</p>	<p>2. 避難所運営体制の整備〔危機管理局、市民局、都市整備局、教育局、各局区〕</p> <p>(1) 避難所運営の基本方針</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難生活の長期化に備え、避難所の中に避難者等で構成される「避難所運営委員会」を立ち上げ、委員会による自主的な運営体制への早期移行を図る。なお、委員会の構成については、男女共同参画の観点から女性<u>や子育て家庭</u>の参画に十分配慮する。</p> <p>エ～オ (略)</p> <p>(2) 市の体制整備</p>	<p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p> <p>災害対策本部等</p>

旧頁	旧	新	備考
	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 情報連絡体制の強化</p> <p>(中略)</p> <p>エ (略)</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 警戒準備体制</p> <p>(中略)</p> <p>エ (略)</p>	<p>の設置要件及び非常配備基準等の見直し</p>
<p>第2部 第2章 第11節 要配慮者支援対策の推進 P155～156</p>	<p>1. 在宅の要配慮者に対する災害予防計画 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、こども若者局、消防局、各区〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>(中略)</p> <p>※ 市では、令和7年3月まで「災害時要援護者情報登録制度」により災害時要援護者リストを作成し、当該リストを法定の「避難行動要支援者名簿」と位置付けていた。「災害時要援護者情報登録制度」は令和7年4月以降、登録者の移行作業や名簿提供先等を整理のうえ、「避難行動要支援者名簿」へ段階的に統合し、制度を一本化する。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) 個別避難計画の作成</p> <p>(中略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1. 在宅の要配慮者に対する災害予防計画 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、こども若者局、消防局、各区〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) 個別避難計画の作成</p> <p>(中略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 個別避難計画の周知・啓発</u></p> <p><u>市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u></p>	<p>新制度へ移行による修正</p> <p>防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合</p>
<p>第2部 第2章 第11節 要配慮者支援対策の推進 P158</p>	<p>2. 社会福祉施設等に入所・通所する要配慮者の災害予防計画 〔危機管理局、健康福祉局、こども若者局、各区〕</p> <p>(1) 災害時における入所者・通所者の安全確保及び施設の保全のため、市は、社会福祉施設等における防災マニュアルの作成を推進する。</p> <p>なお、水防法等に定める要配慮者利用施設等に対しては、高齢者等避難が発令された場合に迅速に避難行動をとることができるようにするため、避難確保計画の作成を働きかけていく。</p> <p>また、各施設の所管課においては、指導監査時等に内容を点検する。</p> <p>※ 「要配慮者利用施設」の定義については風水害等災害対策編第1部第2章第7節「災害情報の収集伝達計画」8.(1)水防法第15条に基づく情報伝達」を参照</p> <p>(資料6-3「要配慮者利用施設等(水防法第15条第1項第4号の施設)一覧」参照)</p> <p>(資料6-4「要配慮者利用施設(土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設)一覧」参照)</p>	<p>2. 社会福祉施設等に入所・通所する要配慮者の災害予防計画 〔危機管理局、健康福祉局、こども若者局、各区〕</p> <p>(1) 災害時における入所者・通所者の安全確保及び施設の保全のため、市は、社会福祉施設等における防災マニュアルの作成を推進する。</p> <p>なお、水防法等に定める要配慮者利用施設等に対しては、避難情報が発令された場合に迅速に避難行動をとることができるようにするため、避難確保計画の作成を働きかけていく。また、各施設の所管課においては、指導監査時等に内容を点検する。</p> <p><u>また、防災重点農業用ため池の浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設に対しては、決壊時における円滑な避難を確保する上で必要な事項等を周知するとともに、防災マニュアル等への反映を促す。</u></p> <p>※ 「要配慮者利用施設」の定義については、風水害等災害対策編第1部第2章第7節「災害情報の収集伝達計画」8.(1)水防法第15条に基づく情報伝達」を参照</p> <p>(資料6-3「要配慮者利用施設等(水防法第15条第1項第4号の施設)一覧」参照)</p> <p>(資料6-4「要配慮者利用施設(土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設)一覧」参照)</p> <p><u>(資料6-5「要配慮者利用施設等(津波防災地域づくり法第54条第1項第4号の施設)一覧」参照)</u></p>	<p>防災重点農業用ため池の浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設への取り組みの追加</p> <p>津波災害警戒区域指定による修正</p>
<p>第2部 第2章 第12節 物資・資機</p>	<p>2. 公的備蓄の推進 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 備蓄目標数量の考え方</p>	<p>2. 公的備蓄の推進 〔危機管理局、市民局、健康福祉局、環境局、教育局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 備蓄目標数量の考え方</p>	<p>記述の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考																												
材等確保体制の充実 P161～162	<p>① 食料（クラッカー、ようかん、アルファ米、アルファ粥、調理不要食等） 東日本大震災の最大避難者数 106,000 人及び災害復旧職員 10,000 人の 2 日分（6 食）を備蓄する。また、要配慮者、アレルギー疾患に配慮したアルファ粥及び調理不要食も備蓄する。 ※ クラッカーを除き、全てアレルギーフリーのものを備蓄している</p> <p>② （略）</p> <p>③ 粉ミルク （中略）</p> <p>④～⑤ （略）</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p><u>（追加）</u> <u>（追加）</u></p>	<p>① 食料（クラッカー、ようかん、アルファ米、アルファ粥等） 東日本大震災の最大避難者数 106,000 人及び災害復旧職員 10,000 人の 2 日分（6 食）を備蓄する。また、要配慮者、アレルギー疾患に配慮したアルファ粥も備蓄する。 ※ クラッカーを除き、全てアレルギーフリーのものを備蓄している</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>乳児用</u>ミルク （中略）</p> <p>④～⑤ （略）</p> <p>(3)～(6) （略）</p> <p><u>(7) 物資の備蓄状況の公表</u> <u>物資の備蓄状況については、年に 1 回公表するものとする。</u></p> <p><u>(8) 新物資システム（B-PLo）の活用</u> <u>新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u> <u>また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行う。</u></p>	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合																												
第 2 部 第 2 章 第 12 節 物資・資機材等確保体制の充実 P162	<p>3. 食料及び生活必需品の安定供給の確保等 【危機管理局、経済局】 被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者と情報交換を行い、その安定供給の確保に努める。</p>	<p>3. 食料及び生活必需品等の安定供給の確保等 【危機管理局、経済局、各区】 被災者に対して、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体・業者と流通在庫品の供給協力に関する協定等を締結するとともに、定期的に協定先の連絡担当者と情報交換を行い、その安定供給の確保に努める。 <u>また、災害対応車両登録制度を状況に応じて活用し、適温の食事の提供等を通じた避難生活環境、被災者に対する良好な居住環境の提供に努める。</u></p>	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合																												
第 2 部 第 2 章 第 12 節 物資・資機材等確保体制の充実 P163	<p>6. 井戸水の活用 【環境局】 （中略）</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 6 年 9 月 30 日現在</p> <table border="1" data-bbox="359 1470 1430 1560"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>122</td> <td>41</td> <td>48</td> <td>36</td> <td>28</td> <td>276</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	122	41	48	36	28	276	<p>6. 井戸水の活用 【環境局】 （中略）</p> <p style="text-align: center;"><災害応急用井戸登録数></p> <p style="text-align: right;">令和 7 年 9 月 30 日現在</p> <table border="1" data-bbox="1537 1470 2608 1560"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>120</td> <td>39</td> <td>47</td> <td>38</td> <td>27</td> <td>271</td> </tr> </tbody> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	120	39	47	38	27	271	時点更新
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	122	41	48	36	28	276																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	120	39	47	38	27	271																									
第 2 部 第 2 章 第 13 節 廃棄物処理体制の整備 P165	<p>2. 緊急・応急体制の整備について （中略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 応急体制の整備 （中略）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>2. 緊急・応急体制の整備について （中略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 応急体制の整備 （中略）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p><u>オ 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合																												

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第2章 第14節 建築物等の 安全化 P166～167</p>	<p>1. 建築物等の耐震化〔都市整備局、建設局、経済局、交通局〕</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方 (中略)</p> <p>本市は、これらの背景を踏まえるとともに、耐震化の実績と課題を検証し、建築物の耐震化率について目標を定めた「仙台市耐震改修促進計画（令和3年度～令和7年度）」を令和3年3月に策定し、地震に強い強靱な地域づくりに向けて、耐震化を促進している。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般建築物 (中略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 戸建木造住宅について 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工し、建築された戸建木造住宅を対象に、建物の所有者からの申込みに応じ、仙台市が耐震診断士を派遣し、耐震診断・改修計画案の策定を行う。また、耐震診断の結果が基準以下の場合、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>1. 建築物等の耐震化〔都市整備局、建設局、経済局、交通局〕</p> <p>(1) 建築物の耐震性についての考え方 (中略)</p> <p>本市は、これらの背景を踏まえるとともに、耐震化の実績と課題を検証し、建築物の耐震化率について目標を定めた「仙台市耐震改修促進計画（令和8年度～令和12年度）」を令和8年3月に策定し、地震に強い強靱な地域づくりに向けて、耐震化を促進している。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般建築物 (中略)</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 戸建木造住宅について 平成12年5月31日以前に建築確認を受けて着工し、建築された戸建木造住宅を対象に、建物の所有者からの申込みに応じ、仙台市が耐震診断士を派遣し、耐震診断・改修計画案の策定を行う。また、耐震診断の結果が基準以下の場合、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>仙台市耐震改修促進計画（令和8年度～令和12年度）による記述の適正化</p>
<p>第2部 第2章 第15節 地盤災害の 予防 P170</p>	<p>1. 擁壁の崩壊等による宅地災害の予防〔都市整備局〕</p> <p>仙台市の宅地造成は市域の西部や北部の丘陵地で多く行われており、近年では、高い擁壁や斜面に近接して建てられる住宅も多くなってきている。</p> <p>このため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域において行われる宅地造成に関する工事について、法に基づく技術基準を適用させることによって災害の防止に努めている。</p> <p>一方、古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられる。</p> <p>このような地区では、昭和53年の宮城県沖地震、平成23年の東日本大震災でも明らかなように、他の地区に比べ大きな宅地被害の発生が懸念される。</p> <p>(中略)</p> <p>このため、引き続きパトロール等による防災指導や宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく勧告、宅地擁壁の支援制度の運用等を行い、改善促進を図る。</p> <p>また、市内の既存の盛土等の調査を行い、現状を公表することで、宅地所有者等の宅地に対する防災意識の向上を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宅地擁壁の支援制度 専門家が宅地擁壁の現地調査や技術的な助言等を行う専門家派遣制度や、老朽化した宅地擁壁の再構築等の安全対策工事に係る助成金制度により、宅地所有者等による老朽化した宅地擁壁等の更新や安全対策を促す。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 広報活動の実施 宅地災害の防止を市政だよりや市ホームページを通して呼びかけるとともに、危険な擁壁等を抱える宅地所有者に対しては、個別に防災のための相談を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>1. 擁壁の崩壊等による宅地災害の予防〔都市整備局〕</p> <p>仙台市の造成宅地は市域の西部や北部の丘陵地に広がっていたことから、高い擁壁や斜面に近接して建てられている住宅も多い。</p> <p>古い住宅地では、老朽化の進んだ擁壁や技術基準を満たさない擁壁が多く見受けられ、昭和53年の宮城県沖地震、平成23年の東日本大震災でも明らかなように、他の地区に比べ大きな宅地被害の発生が懸念される。</p> <p>(中略)</p> <p>このため、引き続きパトロール等による防災指導や宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく勧告、宅地擁壁の支援制度の運用等を行い、改善促進を図るとともに、法に基づく規制区域において行われる宅地造成に関する工事について、技術基準を適用させることによって災害の防止に努める。</p> <p>また、市内の既存の盛土等の調査を行い、現状を公表することで、宅地所有者等の宅地に対する防災意識の向上を図る。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 宅地擁壁の支援制度 専門家が宅地擁壁の現地調査や技術的な助言等を行う専門家派遣制度や、老朽化した宅地擁壁の再構築等の安全対策工事や二次災害を防止するために行う応急対策に係る助成金制度により、宅地所有者等による老朽化した宅地擁壁等の更新や安全対策を促す。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 広報活動の実施 宅地災害の防止を市ホームページや市LINE公式アカウントを通して呼びかけるとともに、危険な擁壁等を抱える宅地所有者に対しては、個別に防災のための相談を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考
第2部 第2章 第15節 地盤災害の 予防 P172	2. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 〔危機管理局、都市整備局〕 (1) 現況 本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が8か所、砂防指定地が59か所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は 50 か所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っている。 (中略) (2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績 本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和51年度から行われ、令和 元 年度末現在の事業実績は以下のとおりである。 ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定 50 か所 イ 事業主体 宮城県 ウ 受益者負担金 事業費の 10% 又は 20% を負担 (後略)	2. がけ崩れ、地すべり等による土砂災害の予防 〔危機管理局、都市整備局〕 (1) 現況 本市には、国土交通大臣が指定した地すべり防止区域が8か所、砂防指定地が59か所、県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域は 50 51か所あり、これらは宮城県が事業主体となり防止工事等を行っている。 (中略) (2) 急傾斜地崩壊対策事業の実績 本市における急傾斜地崩壊対策事業は昭和51年度から行われ、令和 元 7年9月末現在の事業実績は以下のとおりである。 ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定 50 51か所 イ 事業主体 宮城県 ウ 受益者負担金 事業費の 10% 2.5%～20%を負担 (後略)	時点修正
第2部 第2章 第16節 災害支援活 動を支える 体制の整備 P176	2. 市（区）災害ボランティアセンターの体制整備 〔仙台市社会福祉協議会〕 (中略) (1) 災害ボランティアセンター運営サポーターの養成 （仙台市社会福祉協議会） 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、 被災者支援ニーズとボラ ンティアの調整を行う災害ボランティアセンターの運営サポーターの存在 が重要となる。仙 台市社会福祉協議会は、仙台市や関係団体との連携・ 協働 により災害ボランティアセンター 運 営サポーターの養成を進めている。	2. 市（区）災害ボランティアセンターの体制整備 〔仙台市社会福祉協議会〕 (中略) (1) 災害ボランティアセンター運営サポーターの養成 サポーター講座の開催（仙台市社会福祉協議会） 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、 被災者支援ニーズとボラ ンティアの調整を行う災害ボランティアセンターの運営サポーターの存在 が重要となる。仙 台市社会福祉協議会は、仙台市や関係団体との連携・ 協働 協力により災害ボラ ンティアセンター について の理解を 広める ため <u>に講座を開催してまいります。</u>	記述の適正化
第2部 第2章 第17節 教育・訓練 の推進 P182	6. 防災訓練 〔危機管理局、各局区〕 (1) 仙台市総合防災訓練 日本海溝・千島海溝沿いに係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよ う努める。その際、津波警報等又は北海道・三陸沖後発地震注意情報等が 発信 された場合の情 報伝達に係る訓練を実施する。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取 り組みの定着に向け、次のような視点から訓練等を実施するものとする。 (資料3-4「仙台市総合防災訓練基本方針」参照) (資料3-5「仙台市総合防災訓練実施要綱」参照) 《訓練の主な着眼点》 ア 津波から命を守るための取り組みの推進 津波情報伝達システムや緊急速報メールなど様々な方法で津波広報を実施するとともに、 津波避難エリアにお住まいの方々や民間企業等の参加を得て、「津波からの避難の手引き」に 掲載している指定避難所や津波避難施設等への避難、受入れ支援等の訓練を行う。 イ～カ (略)	6. 防災訓練 〔危機管理局、各局区〕 (1) 仙台市総合防災訓練 日本海溝・千島海溝沿いに係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回以上実施するよ う努める。その際、津波警報等又は北海道・三陸沖後発地震注意情報等が 発信 発表された場合の情 報伝達に係る訓練を実施する。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、本計画に基づく新たな取 り組みの定着に向け、次のような視点から訓練等を実施するものとする。 (資料3-4「仙台市総合防災訓練基本方針」参照) (資料3-5「仙台市総合防災訓練実施要綱」参照) 《訓練の主な着眼点》 ア 津波から命を守るための取り組みの推進 津波情報伝達システムや緊急速報メールなど様々な方法で津波広報を実施するとともに、 津波避難エリアにお住まいの方々や民間企業等の参加を得て、 <u>津波避難エリアより内陸側へ</u> <u>の避難を基本として、津波避難訓練を行う。併せて、内陸側への避難が困難な場合に備え、</u> 「津波からの避難の手引き」に掲載している指定避難所や津波避難施設等への避難、受入れ 支援等の訓練を行う。 イ～カ (略)	記述の適正化 記述の適正化

旧頁	旧	新	備考																																																																										
第2部 第2章 第18節 災害に強い 街づくり P185～186	<p>2. 災害対策関連事業の推進〔危機管理局、環境局、都市整備局、建設局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公園整備事業</p> <p>(中略)</p> <p>ア 都市公園の現況</p> <p style="text-align: right;">令和5年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>461</td> <td>267</td> <td>212</td> <td>476</td> <td>431</td> <td>1,847</td> </tr> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>587.6</td> <td>266.1</td> <td>121.1</td> <td>225.2</td> <td>485.3</td> <td>1,685.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 都市公園のうち、広域防災拠点（海岸公園）、広域避難地及び一次避難地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>広域防災拠点 (50 ha 以上)</th> <th>広域避難地 (10 ha 以上)</th> <th>一次避難地 (1 ha 以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>1公園</td> <td>19公園</td> <td>106公園</td> </tr> <tr> <td>令和4年度末 整備対象面積</td> <td>95.5ha</td> <td>483.3ha</td> <td>246.9ha</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 広域避難地には県営公園1か所 15.4 ha を含む。 (資料6-19「防災公園一覧」参照)</p> <p>ウ 都市公園のうち、身近な防災活動拠点等の機能を有した公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>身近な防災活動の拠点や帰宅支援の場所の機能を有した公園 (500 m²以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>710公園</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料6-19「防災公園一覧」参照)</p> <p>エ (略)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	箇所数	461	267	212	476	431	1,847	面積 (ha)	587.6	266.1	121.1	225.2	485.3	1,685.3	区分	広域防災拠点 (50 ha 以上)	広域避難地 (10 ha 以上)	一次避難地 (1 ha 以上)	箇所数	1公園	19公園	106公園	令和4年度末 整備対象面積	95.5ha	483.3ha	246.9ha	区分	身近な防災活動の拠点や帰宅支援の場所の機能を有した公園 (500 m ² 以上)	箇所数	710公園	<p>2. 災害対策関連事業の推進〔危機管理局、環境局、都市整備局、建設局〕</p> <p>(中略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公園整備事業</p> <p>(中略)</p> <p>ア 都市公園の現況</p> <p style="text-align: right;">令和7年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区</th> <th>宮城野区</th> <th>若林区</th> <th>太白区</th> <th>泉区</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>467</td> <td>268</td> <td>215</td> <td>482</td> <td>435</td> <td>1,867</td> </tr> <tr> <td>面積 (ha)</td> <td>591.7</td> <td>268.3</td> <td>122.1</td> <td>226.0</td> <td>487.4</td> <td>1,695.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 都市公園のうち、広域防災拠点（海岸公園）、広域避難地及び一次避難地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>広域防災拠点 (50 ha 以上)</th> <th>広域避難地 (10 ha 以上)</th> <th>一次避難地 (1 ha 以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>1公園</td> <td>19公園</td> <td>106公園</td> </tr> <tr> <td>令和6年度末 整備対象面積</td> <td>96.1ha</td> <td>393.2ha</td> <td>240.2ha</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 広域避難地には県営公園1か所 15.4 ha を含む。 (資料6-19「防災公園一覧」参照)</p> <p>ウ 都市公園のうち、身近な防災活動拠点等の機能を有した公園</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>身近な防災活動の拠点や帰宅支援の場所の機能を有した公園 (500 m²以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>713公園</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(資料6-19「防災公園一覧」参照)</p> <p>エ (略)</p>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	箇所数	467	268	215	482	435	1,867	面積 (ha)	591.7	268.3	122.1	226.0	487.4	1,695.5	区分	広域防災拠点 (50 ha 以上)	広域避難地 (10 ha 以上)	一次避難地 (1 ha 以上)	箇所数	1公園	19公園	106公園	令和6年度末 整備対象面積	96.1ha	393.2ha	240.2ha	区分	身近な防災活動の拠点や帰宅支援の場所の機能を有した公園 (500 m ² 以上)	箇所数	713公園	時点修正
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																																																																							
箇所数	461	267	212	476	431	1,847																																																																							
面積 (ha)	587.6	266.1	121.1	225.2	485.3	1,685.3																																																																							
区分	広域防災拠点 (50 ha 以上)	広域避難地 (10 ha 以上)	一次避難地 (1 ha 以上)																																																																										
箇所数	1公園	19公園	106公園																																																																										
令和4年度末 整備対象面積	95.5ha	483.3ha	246.9ha																																																																										
区分	身近な防災活動の拠点や帰宅支援の場所の機能を有した公園 (500 m ² 以上)																																																																												
箇所数	710公園																																																																												
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																																																																							
箇所数	467	268	215	482	435	1,867																																																																							
面積 (ha)	591.7	268.3	122.1	226.0	487.4	1,695.5																																																																							
区分	広域防災拠点 (50 ha 以上)	広域避難地 (10 ha 以上)	一次避難地 (1 ha 以上)																																																																										
箇所数	1公園	19公園	106公園																																																																										
令和6年度末 整備対象面積	96.1ha	393.2ha	240.2ha																																																																										
区分	身近な防災活動の拠点や帰宅支援の場所の機能を有した公園 (500 m ² 以上)																																																																												
箇所数	713公園																																																																												
第2部 第2章 第19節 災害応急体 制の整備 P192	<p>11. 職員に対する研修・訓練の実施〔危機管理局、総務局、各局区〕</p> <p>(中略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>11. 職員に対する研修・訓練の実施〔危機管理局、総務局、各局区〕</p> <p>(中略)</p> <p>12. <u>職員の健康管理〔各局区〕</u></p> <p><u>災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。</u></p>	防災基本計画及び宮城県地域防災計画との整合																																																																										
第2部 第2章 第22節 ライフライン 施設の災害 予防 P201	<p>2. 電信・電話施設等〔東日本電信電話株式会社宮城事業部〕</p> <p>(後略)</p>	<p>2. 電信・電話施設等〔NTT東日本株式会社宮城事業部〕</p> <p>(後略)</p>	社名変更																																																																										

旧頁	旧	新	備考
<p>第2部 第2章 第22節 ライフライン施設の災害予防 P203</p>	<p>5. 水道施設〔水道局〕 (中略) (1) 水道施設の耐震化 ア 基幹施設の耐震化 水道施設の中でも被災した場合の影響が大きい浄水場や配水所などの基幹施設の耐震化を進める。 イ (略) (2) 水運用機能の強化 ア 配水幹線の整備 配水経路の多系統化や水道水の相互融通機能の充実を図るため、主要な配水経路同士をつなぐ配水幹線を整備する。 イ 配水ブロックの再編成 適正な水量と水圧の管理、災害時の影響区域の縮小化などを行うため、配水ブロックの再編成を引き続き進める。 ウ 水系二重化のための施設整備 宮城県仙南・仙塩広域水道の単独配水区域に対し、仙台市の浄水場からの送水が可能となるよう施設の整備を進める。 (3) (略) (4) 水道施設の長期停電対策 大規模災害などによる長期停電に備え、主要な水道施設における非常用自家発電装置の燃料タンク増設などの対策を進める。 (5) (略)</p>	<p>5. 水道施設〔水道局〕 (中略) (1) 水道施設の耐震化 ア 基幹施設の耐震化 水道施設の中でも被災した場合の影響が大きい浄水場や配水所などの基幹施設の耐震化を進めるとともに、水道施設の再配置に向けて経年化施設の統廃合を図っていく。 イ (略) (2) 水運用機能の強化 災害発生時の断水等影響範囲の縮小化、また、他の供給系統からの応急対応手段の確保など、非常時の安定給水確保や早期復旧に効果を発揮する水運用システムの整備拡充を図る。 ア 幹線管路の整備 送配水経路の複数系統化を図るための幹線管路の環状化や主要な配水経路をつなぐ連絡管路の整備、既存幹線管路の更新耐震化にあわせたバックアップ機能強化を進める。 イ 配水ブロックの最適化 災害時の影響区域の縮小化に有効なブロック配水方式について、配水管の更新耐震化整備と連携しブロック間の相互バックアップ等水運用機能強化に資する配水管網の再構築を進める。 (3) (略) (4) 水道施設の長期停電対策 大規模災害等による長期停電に備え、主要配水所・ポンプ場の非常用自家発電設備の定期的な更新等を進める。 (5) (略)</p>	<p>記述の適正化</p>
<p>第2部 第2章 第22節 ライフライン施設の災害予防 P204</p>	<p>6. 下水道施設〔建設局〕 東日本大震災では既に耐震化された施設に地震被害がなく、地震対策の効果が認められた一方で、災害発生時における被害施設の機能確保や早期復旧のための取組み、津波対策の必要性が認識された。そのため、今後の地震・津波対策においては、防災と減災を組み合わせた総合的な対策を進めることとする。 (1) 総合的な地震対策の実施 ・重要な幹線等、浄化センター、ポンプ場については、平成26年度に改訂された「下水道施設の耐震対策指針と解説2014(公益社団法人日本下水道協会)」に基づき耐震化を進める。 ・下水道施設の相互補完を目的に、バイパス化、ネットワーク化の検討を行うとともに、燃料や資機材の確保といった減災対策にも取り組む。 (2) 津波対策の実施 都道府県知事が設定・公表する「津波浸水想定」を踏まえ、「下水道施設の耐震対策指針と解説2014」に基づき検討、対策を行う。 (3) 下水道施設の浸水被害対策 ア 雨水排水施設の整備 浸水被害を軽減・解消するために、引き続き、根幹となる雨水排水対策施設の整備を進める。</p>	<p>6. 下水道施設〔建設局〕 浸水対策においては、雨水排水施設の整備を進めるとともに、市民に浸水への備えを促すなど、浸水被害を減少させる効果的な取組みを行う。また、下水道事業だけでなくあらゆる関係者と協働し、流域治水の取組みを推進する。 地震対策においては、東日本大震災から得られた経験を踏まえ、下水道施設の耐震化などによる事前防災の取組みや緊急時対応の強化を推進する。 (1) 効果的な雨水排水施設整備 浸水シミュレーションの活用により、計画降雨に対して20cm以上の浸水解消を目指し、段階的な施設整備を行うことで、浸水リスクの早期低減を目指す。 (2) 被害軽減に向けた取組み ア 関係部署と連携し、内水ハザードマップを作成するほか、情報発信に関するデジタル技術等を活用し、市民の自主的な浸水被害軽減の行動を支援する。 イ 排水ポンプ車の活用など緊急時対応の強化を図る。 (3) 流域治水の取組み ア 下水道事業だけでなく、あらゆる関係者と協働して流域治水の取組みを推進する。 イ 流域治水に資する取組みを集中的に実施・検証するモデル事業を行い、本市において有効な施策については、他の浸水常襲地区に広く展開する。</p>	<p>仙台市下水道マスタープラン改訂による記述の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考
	<p>イ 下水道施設のネットワーク化などの検討 浸水被害軽減に寄与する下水道施設の相互補完を目的として、バイパスルートの確保を検討する。</p> <p>ウ 施設の定期整備点検の実施 幹線下水道管、ポンプ場、浄化センター等の根幹的施設について、定期的に点検整備を実施する。</p> <p>(4) 資機材の整備・調達 緊急調査及び緊急措置に必要な資機材を計画的に備蓄・整備するとともに、他都市や業者などから速やかに調達できるよう体制を整えておくものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(4) 下水道施設の耐震化等 <u>ア 重要な幹線等の管路施設に加え、浄化センターやポンプ場の耐震化を実施する。</u> <u>イ 特に、災害拠点病院など重要な施設に接続する管路施設等に対して、上下水道で連携した耐震化を実施する。</u> <u>ウ 第1南蒲生幹線等において、リダンダンシー確保に向けた検討を実施する。</u></p> <p>(5) 緊急時対応の強化 <u>ア 被災時の対応力の強化に向け、平時から関係者との連携強化を図りつつ、訓練の高度化や支援の受け入れ態勢の強化を図る。</u> <u>イ 災害により他都市の下水道施設に被害が発生した場合に円滑な支援を行えるよう、他都市支援マニュアルの充実を図るとともに都市間情報訓練を実施する。</u></p>	